

様式2

生産行程管理業務規程

作成日 令和2年1月16日

更新日 令和6年4月1日

1 作成者

住所（フリガナ）：ワカヤマケンワカヤマシクルス（〒640-8305）和歌山県和歌山市栗栖642

名称（フリガナ）：ノウギョウキョウドウクミアイわかやま農業協同組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 坂東 紀好

ウェブサイトのアドレス：<https://www.ja-wakayama.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（だいこん）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ヌノヒキわかやま布引だいこん、Wakayama Nunohiki Daikon

4 明細書の変更

わかやま農業協同組合（以下「JAわかやま」という。）は、法第16条第1項の登録変更の登録を受けたときには、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

(1) 構成員への周知・指導等

JAわかやまは、「わかやま布引だいこん」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて生産者に対し指導を行う。

ア 生産者は、生産地（圃場）、品種、播種日及び収穫時期について、以下の書類に記録し、毎年、JAわかやまに提出する。

(ア) 共販の場合は、「大根生産販売協議会加入申込書」及び「防除記録簿」。

(イ) 個販の場合は、「栽培申込書」及び「栽培管理記録簿」。

また、生産者は、JAわかやま及び協議会が定めた「出荷規格表」に基づき選別し、共販の場合は、JAわかやまが指定する集荷場（以下、「JA集荷場」という。）に出荷する。

なお、生産者がJA集荷場を介さず直接販売する個販の場合は、その「販売記録等」を毎年、JAわかやまに報告する。

イ JAわかやまは、生産者が出荷した「だいこん」について、その販売状況を記録する。

(2) 手順の妥当性を見直す機会

JAわかやまは、上記（１）について、年１回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

JAわかやまは、明細書に記載された生産の方法に従った生産が行われていないことが判明した場合には、当該生産者に対し、警告を発し、是正を求めることができる。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

JAわかやまは、上記５（１）の周知の際に、地理的表示である「わかやま布引だいこん」及びGIマークの使用に係る以下の内容についても周知する。

- （１）明細書に記載の生産の方法に基づいて生産された「だいこん」にのみ、地理的表示である「わかやま布引だいこん」及びGIマークの使用が可能であること
- （２）GIマークを使用する場合は、地理的表示である「わかやま布引だいこん」と併せて使用すること
- （３）GIマークは、定められた規程に基づいたデザインとすること

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

JAわかやまは、地理的表示である「わかやま布引だいこん」及びGIマークの違反使用を確認した場合、当該生産者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、「わかやま布引だいこん」としての出荷停止等の措置を行うことができるものとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

JAわかやまは、上記６及び８に関して、「わかやま布引だいこん」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はその恐れがある重大な違反が判明した場合は、速やかに農林水産大臣へ報告する。

10 資料の保存

JAわかやまは、次の資料を作成日または取得の日から５年間保存するものとする。

- （１）上記５における「わかやま布引だいこん」の生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況が確認できる資料
- （２）明細書に適合した生産が行われていないこと、または地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等に係る資料

11 連絡先

